

議第41号

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表診療所の項中「100 分の 8」を「100 分の10」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。